

大多喜町投票立会人募集要項

第1 目的

町選挙管理委員会では、町民の政治や選挙に対する関心を高めることを目的として公職選挙法第38条及び第48条の2に規定する投票立会人を募集します。

第2 立会の内容

投票手続きの全般について公平に正しく行われているかを立ち会います。

主な内容は以下のとおりです。

- (1) 投票用紙の交付、投函、持ち帰りなどの誤りがないかの確認
- (2) 投票開始時（期日前投票においては当該投票期間の初日のみ）に投票箱に何も入っていないことの確認
- (3) 投票箱が施錠されていることの確認
- (4) 投票録への署名
- (5) 投票所閉鎖後に投票箱を開票所（期日前投票においては選挙管理委員会が保管する場所）へ送致

第3 立会人数

投票日当日及び期日前投票における立会人の人数は以下のとおりです。

- (1) 投票日 1投票所あたり2名
- (2) 期日前投票 1日あたり2名
*一つの投票区内において、同一の政党その他の政治団体に属する者2人が投票立会人になることはできません。

第4 立会日時及び場所

投票日及び期日前投票の立ち会いの日時等は以下のとおりです。

いずれの場合も投票開始15分前までに参集ください。

- (1) 投票日当日 午前7時～午後8時
町内各投票所（7ヶ所）
*立会人の投票区の投票所となります。
*午後8時以降に投票箱を開票所まで送致するため立会人1名は30分程度時間が遅くなることがあります。
- (2) 期日前投票 告示（公示）日の翌日から投票日前日の希望する土日、祝日
*選挙により期間は異なります。（4日～16日程度）
午前8時30分～午後8時
大多喜町役場中庁舎 第4会議室

第5 報酬

(1) 投票日 10,800円/日

(2) 期日前投票 9,600円/日

*上記金額から源泉所得税額控除後の額をお支払いします。

*交通費は支給されません。

*昼食及び夕食は手配します。

第6 応募資格

大多喜町の選挙人名簿に登録されており、選挙権を有する方

*性別、職業、経験は問いません。

*当該選挙の公職の候補者は選任されません。

*暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6項に規定する暴力団員に該当しないこと。

第7 申込方法

投票立会人登録申込書(別記第1号様式)に必要事項を記入のうえ、以下の提出先へ持参、郵送、FAX又はメールのいずれかの方法で提出してください。

〒298-0292

千葉県夷隅郡大多喜町大多喜93 大多喜町選挙管理委員会(役場総務課内)

電話 0470-82-2111 FAX 0470-82-4461

Mail gyosei@town.otaki.lg.jp

第8 申込期限

随時受付をしていますが、選挙期日に近い場合は直近の選挙の対象にならない場合があります。

第9 登録

投票立会人登録申込書(別記第1号様式)提出後、町選挙管理委員会にて提出された書類の審査等を行い、投票立会人申込結果通知書(別記第2号様式)にて登録の可否を通知します。

町選挙管理委員会は、登録された方を大多喜町投票立会人登録者台帳(別記第3号様式)に記載し管理します。

登録の期限は、辞退の申出及び転出等がない限り原則として無期限とします。

第10 選任までの流れ

(1) 審査の結果登録された方については、選挙のたびに町選挙管理委員会より立会の可

否、希望日等の確認を行います。

- (2) 立会可能な方に承諾書を送付しますので、必要事項を記入後返送ください。
- (3) 立会人として選任し、選任通知書を送付します。